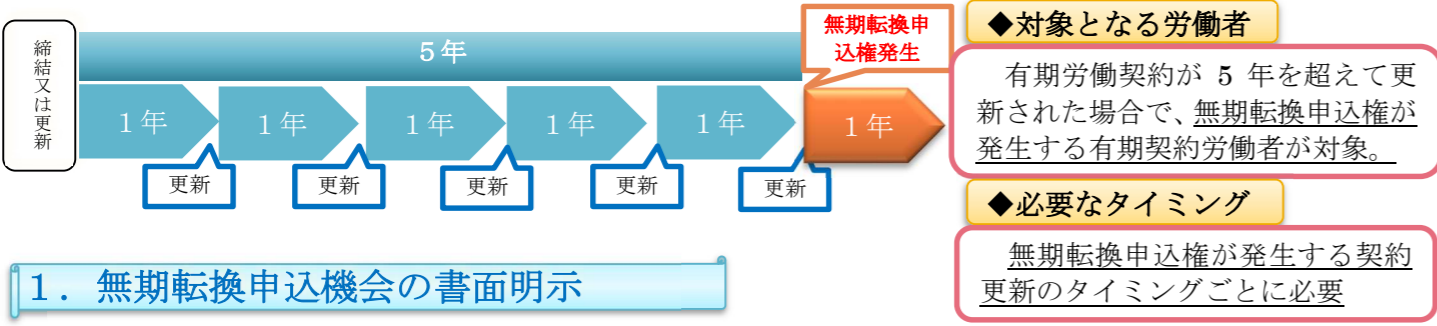




3 2024

March

◇令和6年4月 無期転換申込権が発生する契約更新時の改正◇



1. 無期転換申込機会の書面明示

該当する有期労働契約の契約期間の初日から満了する日までの間、**無期転換を申し込むことができる旨を書面により明示することが必要**になります。

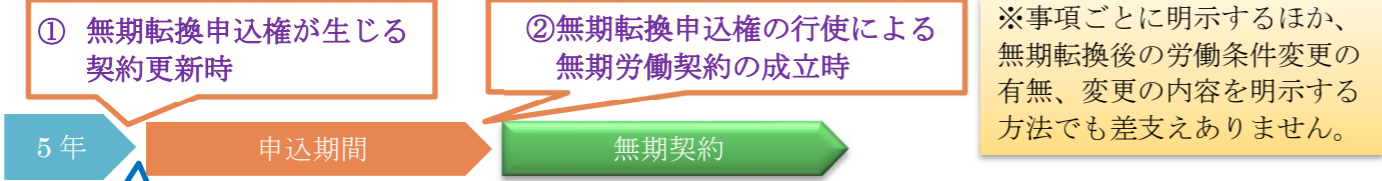
初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も、有期労働契約を更新する場合は、**更新の都度、上記の明示が必要**になります。
※労働者の希望によりメール等で明示が可能です。

契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり（年 月 日） ※以下は、「契約期間」について「期間の定めなし」に当たりますので、企業内で、無期転換についても相談できる体制を整えてください。
1 契約の更新の有無	[自動的に更新する・更新する場合があります]
2 契約の更新は次により判断する。	[・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他（ ）]
3 更新上限の有無（無・有（更新 回まで/通算契約期間 年まで））	[]
【労働契約法に定める同一の企業との間での通算契約期間が5年を超える有期労働契約の締結の場合】 本契約期間中に会社に対して期間の定めのない労働契約（無期労働契約）の締結の申込みをすることにより、本契約期間の末日の翌日（年 月 日）から、無期労働契約での雇用に転換することができる。この場合の本契約からの労働条件の変更の有無（無・有（別紙のとおり））	

無期転換についても「有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する事項」に当たりますので、企業内で、無期転換についても相談できる体制を整えてください。

2. 無期転換後の労働条件の書面明示

令和6年4月以降は、以下の①・②それぞれで**無期転換後の労働条件を書面により明示することが必要**になります。明示する労働条件は、労働契約締結の際の明示事項と同じものです。



留意点
無期転換後の無期労働契約の労働条件は、労働協約、就業規則、個々の労働契約で「別段の定め」をしないかぎり、無期転換前と同一の労働条件が適用されます。

3. 均衡を考慮した事項の説明に努めること

無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって、他の通常の労働者（正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者）とのバランスを考慮した事項について、有期労働契約労働者に**説明するよう努めなければならない**こととなります。

どんなことを考慮して説明するのか？

- (1) 考慮すること
 - ① 比較対象（他の通常の労働者の処遇）
 - ② 事項（業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲、その他考慮した事項）
- (2) 説明方法

説明方法に特定の決まりはありません。説明すべき事項がすべて記載され、労働者が容易に理解できる内容の資料を交付して行うなどの方法で差支えありません。
（例：文書を交付して個別に面談、説明会等で複数名同時に行うなど）

＜筆者：藤川＞

お知らせ

- ★令和6年3月分（4月納付分）からの社会保険料について
 1. 「協会けんぽの保険料率」が改定されます。
栃木県は、99.60/1000 → **97.90/1000**（1.70/1000の引下げになります）
 2. 「介護保険料率」が改定されます。
18.2/1000 → **16.0/1000**（2.2/1000の引下げになります）

【保険料の変更時期】
賞与は令和6年3月に支払日があるものから保険料が変更になります。
給与は令和6年4月に支払日があるものから保険料が変更になります。
※3月に支払日がある給与では、保険料を変更しないようご注意ください！
- ★令和6年度の任意継続被保険者の標準報酬月額の上限について
前年度から変更なしで**30万円**となります。
- ★令和6年度の年金額改定について
 1. 令和6年度年金額は、前年から2.7%の引き上げとなります
（国民年金満額の**月額68,000円** + 1,750円）
 2. 国民年金保険料 **16,980円/月**（+460円）
 3. 在職老齢年金の支給停止調整額 **50万円**（+2万円）
- ★障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。【令和6年4月】
週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上0.5カウントとして算定できるようになります。
- ★労災保険料算出に用いる労災保険率が改定となります【令和6年4月】
 1. 労災保険率を業種平均で0.1/1000引き下げられます。
全54業種中、引き下げとなるのが17業種、引き上げは3業種です。
 2. 一人親方などの特別加入に係る第2種特別加入保険料が改定されます。
全25区分中、引き下げとなるのが5区分です。
 3. 請負による建設事業に係る労務費率（請負金額に対する賃金総額の割合）が改定されます。
- ★健康保険証が廃止になります【令和6年12月2日】
現行の保険証は廃止後1年間は使用可能です。

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します
社会保険労務士法人 鍋島事務所
 〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2
 TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298
 ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>
 E-mail: nabeshima@nabeshima-sr.or.jp